

記入例

(表 面)

第1号様式 (第6条関係)

対象工事労働環境報告書

年 月 日

草加市長 ○ ○ ○ ○ 宛て

契 約 件 名
所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 名
担 当 者 名 ・ 連 絡 先

印

草加市と締結した契約の履行に当たり、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、次の事項について、事実と相違ありません。なお、虚偽の報告又は報告の内容を満たしていないと判明した場合、速やかに草加市の指導に従い、必要な措置を取ることを誓約します。

区 分	項 目	回 答
労働条件	労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を書面で明示していますか。	はい・いいえ
	就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっていますか。	はい・いいえ
	36協定が労働基準監督署に届出されていますか。また、その運用を含め労使協定は適正ですか。	はい・いいえ
	就業規則が労働基準監督署に届出されていますか。また、労働者に周知されていますか。	はい・いいえ
労働時間	労働日ごとの労働時間を適正に把握し、記録していますか。	はい・いいえ
	休暇、休日の取得状況等を管理していますか。	はい・いいえ
賃 金	賃金支払額が労働基準監督署に届出されていますか。	はい・いいえ
	賃金支払額が労働基準監督署に届出されていますか。	はい・いいえ
	賃金支払額が労働基準監督署に届出されていますか。	はい・いいえ
	当該契約における工事に主として従事する労働者の職種及び労働基準額以上の支払いを確認しました。	裏面に記載
安全衛生	毎年定期的に健康診断を実施していますか。	はい・いいえ
	事故報告書等の記録など、業務災害への対策状況は適正ですか。	はい・いいえ
	安全衛生管理体制は、適正に整備、運用していますか。	はい・いいえ
各種保険	社会保険・労働保険への加入状況、手続の時期等は適正ですか。	はい・いいえ
法定帳簿の整備	法定3帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）が整備されていますか。	はい・いいえ

回答欄に「いいえ」の項目がある場合については、別途、その理由の報告をお願いします。

記入例

(裏面)

令和6年度 工事又は製造の請負契約に係る労働賃金基準額

該当	確認	NO	職種	単価	該当	確認	NO	職種	単価
		1	特殊作業員	2,835 円			26	高級船員	3,758 円
✓	✓	2	普通作業員	2,577 円			27	普通船員	2,982 円
		3	軽作業員	1,834 円			28	潜水士	4,939 円
		4	造園工	2,565 円			29	潜水連絡員	3,702 円
		5	法面工	3,240 円			30	潜水送気員	3,623 円
		6	とび工	3,285 円			31	山林砂防工	3,263 円
		7	石工	3,285 円			32	軌道工	6,030 円
		8	ブロック工	3,105 円			33	型わく工	3,083 円
		9	電工	2,948 円			34	大工	3,105 円
		10	鉄筋工	3,207 円			35	左官	3,218 円
		11	鉄骨工	2,903 円	✓	✓	36	配管工	2,768 円
		12	塗装工	3,330 円			37	はつり工	3,072 円
		13	溶接工	3,420 円			38	防水工	3,555 円
		14	運転手(特殊)	3,173 円			39	板金工	3,443 円
		15	運転手	2,802 円					
			対象工事において、該当する労働者（職種）毎に「該当」欄にレ点チェックを入れ、さらに、記載されている各職種毎の1時間当たりの賃金額以上の支払いを確認できた場合は「確認」欄にレ点チェックを記入してください。						
									3,229 円
									2,887 円
									2,999 円
									2,782 円
									2,914 円
		20	トンネル世話役	2,824 円					
		21	トンネル世話役	2,824 円					
		22	橋りょう特殊工	3,645 円			47	建築ブロック工	2,903 円
		23	橋りょう塗装工	3,522 円			48	設備機械工	2,858 円
		24	橋りょう世話役	4,095 円			49	交通誘導警備員 A	1,890 円
		25	土木一般世話役	3,094 円			50	交通誘導警備員 B	1,677 円

【労働賃金の算出方法】

・次の算式により、1時間当たりの賃金に換算します。

$$\frac{\text{①}[(\text{基本給相当額}) + \text{②}[\text{基準内手当}] + \text{③}[\text{臨時的給与}] + \text{④}[\text{実物給与}]]}{\text{⑤}[1か月の所定労働日数及び1日の所定労働時間]}$$

- ①基本給（定額給）、出来高給
- ②家族手当（扶養手当）、通勤手当、都市手当（地域手当）、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等
- ③賞与（ボーナス等）
- ④通勤用定期の支給、食事の支給等

【労働賃金基準額が2,200円の場合における算出例】

基本給	260,000円	労働日数/月	22日
家族手当	20,000円	労働時間/日	8時間
住宅手当	30,000円		
時間外割増賃金	30,000円		
精勤手当（実物給与）	20,000円		
賞与	30,000円	（180,000円 ÷ 6月）	
合計	390,000円		
●1時間当たりの単価			
390,000円 ÷ 22日 ÷ 8時間 = 2,215円 > 2,200円			

※工事又は製造の請負契約における労働者の各手当等の詳細は、公共事業労務費調査連絡協議会の「公共事業労務費調査の手引き」に掲載されている基準内手当・基準外手当に準じています。

【労働者の範囲】

- ・本契約における工事に従事する労働者で、公共工事設計労務単価で区分される50種に該当するものを対象とします。
- ・雇用形態（日雇、短期雇用等）に関係なく、専属的に当該工事に従事する者について、記入してください。
- ・現場代理人、主任技術者、監理技術者、会社役員等は、含みません。